

現場説明要項

1. 業務名

夏用防災服整備業務
2. 業務場所

遠賀郡遠賀町今古賀地内
3. 入札・開札期日

指名競争入札通知書のとおり
4. 入札・開札場所

指名競争入札通知書のとおり
5. 業務期間

指名競争入札通知書のとおり
6. 入札保証金

免除する
7. 前払金

請負人が公共工事の前払金保証事業に関する法律第2条第4項に規定する保証事業会社と、契約期間を保証期間として同条第5項に規定する保証契約を締結し、町に対して請負代金の前払いを請求するときは、町は請負人に対して請負代金の30%以内に於いて前払い金を支払うことができる。(契約金額10,000千円以上)
8. 履行遅滞損害金

契約期間内に業務が完成しない場合は、遅延日数1日につき、請負代金に対し年2.5%の割合で遅延日数に応じて請負金額から控除するものとする。
9. 契約不適合責任

業務目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないものであるときは、発注者は、受注者に対して業務目的物の修補又は、代替物の引渡しによる履行の追完をすることができる。
- 9-2. 契約不適合責任期間

発注者が、引き渡された業務目的物に関し上記の契約不適合を理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求、代金の減額の請求又は契約の解除をすることができる期間は、発注者の検査を終え、業務目的物の全部の引き渡しを受けた日から2年間とする。
10. 入札参加資格者

入札に参加する者は、地方自治法施行令第167条の4の資格条件を満たす者とする。
11. 誓約書

町発注業務からの暴力団関係事業者の排除をより徹底するため、10,000千円以上の町発注業務について、委託契約約款に規定する暴力団関係事業者の排除に係る条項等について、認識したうえで、了解したことを誓約する旨の「誓約書」を提出すること。
12. 質疑応答

質疑(社印捺印のこと)をFAXにて(※質疑事項のない業者も)提出してください。

質 疑 令和7年4月30日 (水) 10:00 まで

応 答 令和7年4月30日 (水) 15:00 から

※ FAXにて回答します。(全社質疑のない場合は回答しません)

受付窓口 遠賀町役場 総 務 課 担当: 福島 内線(280)

TEL: 093-293-1234 FAX: 093-293-0806

※質疑書原本は、入札日に提出すること。

※質疑書には、貴社のFAX番号を記入すること。

13. その他

1) 上級官庁における業務完成検査に際し、不都合の施工箇所等の指摘を受けたときは、業務発注者に対し業務の引き渡し後といえども請負人は自費をもって手直しし、又は再施工を異議なく行うものとする。

2) 業務請負人は、業務の全部又は大部分を一括して他人に下請けさせることはできない。